令和6年 伊豆の国市教育委員会1月定例会 会議録

令和6年伊豆の国市教育委員会1月定例会

開会年月日 令和6年1月25日(木) 午後3時00分~午後5時05分

場 所 あやめ会館2階 会議室

日 程

- 1 冒頭(学校教育課長)
- 2 開 会 (教育長)
- 3 会議録署名委員の決定(教育長)
- 4 会期の決定(学校教育課長)
- 5 12 月定例会会議録の承認(学校教育課長)
- 6 教育長報告(教育長)
- 7 議事日程(議事進行:教育長)

日程第 1	報告第1号	伊豆の国市文化財展示施設基本計画(案)について
日程第 2	報告第2号	令和5年伊豆の国市議会12月定例会の議決について
日程第 3	報告第3号	保育対策等促進事業費補助金交付要綱の一部改正について
日程第 4	報告第4号	伊豆の国市幼保おたすけ人材バンク登録要綱の一部改正につい て
日程第5	議案第1号	韮山反射炉等の管理及び観覧料に関する条例施行規則の一部を
		改正する規則の制定について
日程第6	議案第2号	伊豆の国市幼保指導主事任用規則の廃止について
日程第7	議案第3号	令和6年伊豆の国市議会3月定例会の提出議案の意見聴取につ
		いて
日程第8	議案第4号	伊豆の国市学校医(園医)の委嘱について
日程第9	議案第5号	伊豆の国市学校歯科医(園歯科医)の委嘱について
日程第 10	議案第6号	伊豆の国市学校薬剤師(園薬剤師)の委嘱について
日程第 11	議案第7号	教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議について

出 席 者 教育委員会 教育長 菊池之利 同 委員 田 幸晴 同 委員 陽子 小 池 同 委員 清 水 照 子 委員 泰宏 同 前 \blacksquare 説明に出席した者の職氏名 教育部長 佐 藤 政 志 生涯学習課長 之 山本 浩 文化財課長 工藤 雄一郎 幼児教育課長 平 井 良 忠 教育施設整備課長 室野 弘 毅 学校教育課統括監 繁樹 内 田 学校教育課教育支援監 晃 治 濵 田 秋 山 貴 宏 企画課長 会議に出席した事務局の職氏名 学校教育課長 植松正輝 教育総務係長 土屋尚子 学校教育課教育総務係 川口真由美

- 9 その他(進行:学校教育課長)
 - ① 小・中学校の児童・生徒の問題行動について
 - ② 工事請負契約の一部変更について
 - ③ 次回以降の定例教育委員会の開催について

■植松学校教育課長

皆さま、こんにちは。本日は、お忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございます。 開会に先立ちまして、菊池教育長より皆さまにごあいさつ申し上げます。

■菊池教育長

<略>

■菊池教育長

本日は、4名出席しておりますので、委員会は成立しております。

ただいまより、令和6年教育委員会1月定例会を開催いたします。本日の会議録に署名する委員は、小池委員と前田委員にお願いいたします。

■植松学校教育課長

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

会期につきましては、本日1月25日、1日のみということで処理をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■植松学校教育課長

ありがとうございます。本日1日だけということでお願いします。

次に、先月行いました教育委員会 12 月定例会開催分の会議録の報告と承認の件に入ります。

会議録の写しを配付してございます。実施日、出席者、議案の案件、議決内容、署名等の会議内容を記載してございます。こちらについては、見ていただき承認されたということで処理をさせていただきますが、いかがでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■植松学校教育課長

ありがとうございます。ここで、教育長から報告事項を申し上げます。

■菊池教育長

<略>

■植松学校教育課長

この後、議事に入りますが、ここからの進行は、菊池教育長にお願いいたします。

■菊池教育長

それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 報告第1号「伊豆の国市文化財展示施設基本計画(案)について」の説明をお願いします。

■秋山企画課長

企画課秋山です。「伊豆の国市文化財展示施設基本計画(案)について」説明します。 別冊形式となっている基本計画案をご覧ください。整備スケジュールですが、現在、展 示施設基本計画を策定している段階です。本日の説明後、2月1日から2月29日までの 1ヶ月間、この計画案をもってパブリックコメントを実施する予定です。開始が多少遅 れるかもしれませんが、期間は1ヶ月間を確保する予定です。その後、必要に応じて修 正などを行い、3月25日開催予定の定例教育委員会で議決をいただき、策定完了になる 見込みです。令和6年度以降に、建築設計、展示設計に入ってまいります。建築工事、 展示制作を経て令和8年4月の開館を予定しております。

資料の第1章に、計画策定の背景目的が記載してあります。この要旨として、伊豆の 国市は豊富な歴史文化が蓄積しており、それらを現在は郷土資料館で公開しています。 しかし、郷土資料館は、展示スペース・環境ともに十分ではなく、また立地面でも問題が あり公開活用の点で大きな課題を有しています。よって、この課題解決に向け新たな文 化財展示施設を設置すると記載しています。

資料 10 ページの第 2 章は、基本的な整備方針です。1. 基本理念としてこの新たな施設が目指す姿ですが、「歴史に学び、現在と向き合い、未来を拓く人を育む」です。伊豆の国市の歴史に触れ、感じ、学び、そして、フィールドを巡る拠点となる空間ということで新たな施設を作るが、この施設だけで完結するものではなく、ここをきっかけに現地を巡る空間にしたいと考えております。

目指す姿、基本理念の実現に向けた取組み方針として、6点ほど掲げています。「伊豆の国市の多様な歴史・文化の本質や価値、魅力を発信する空間」以下、これは基本構想で説明したものとほぼ同じですが、最後の6点目「環境やユニバーサルデザインに配慮した空間」ということで、この時代に作る施設ですので、当然配慮いたします。これは先日行った市民説明会においても、シニアクラブ会長から、ユニバーサルデザイン、高齢者にとってやさしい施設であってほしいというご意見をいただいており、配慮した空間とするべく今後準備を進めてまいります。

続いて、20ページをご覧ください。第4章 教育普及活動計画。教育委員会にも大いに 関連する内容です。

基本的な考え方の1つ目「多様な利用者層に対応した情報の提供」です。教育の対象は 子どもだけでなく幅広い世代、全ての市民を対象に、いろいろなことを考えてまいりま す。

2点目「現地での体験や実物資料を通した多角的な学びの促進」3点目「歴史に学び本市の人と未来を拓くプログラムの創出」です。先ほど、対象は子どもだけでないと言いましたが、「次世代へ守り伝え、未来を創出する」この担い手は子ども達であることに間違いありません。そのためには、学校教育との連携が必要不可欠ですので、それも踏まえて次の内容をご覧いただきたいと思います。

資料 23 ページ 3. 学校教育との連携です。ここは我々も重要視しているところです。 連携を考えるとき常に意識して念頭に置いているのは、市役所からの一方的な提供でな く、いかに学校現場として学習に取り入れやすいか、利用しやすいかです。この視点をも って検討を進めてまいります。そのために教育部会という組織を立ち上げ、市内小・中学 校の先生 3 名にも参画していただいております。令和 8 年 4 月の開館と同時に効果的な 活動のスタートが切れるよう、残された 2 年と 2 ヶ月でしっかりと検討をさらに進めて まいります。

続きまして資料 26 ページの、立地環境をご覧ください。市民からの請願で、韮山反射 炉周辺のほうが適切であるというご意見を頂きましたが、これまでにも説明したとおり 総合的に勘案し、韮山時代劇場大駐車場に計画しております。

続きまして、資料 29 ページの配置計画をご覧ください。現在、菲山時代劇場大駐車場 の南端に設置する計画でございます。今月行った市民説明会も含め、これまで市民の方 から北側への配置が望ましいというご意見が、複数寄せられてまいりました。その理由 は、駅や韮山時代劇場から近いためこの施設への来館者の利便性が高いということにな ります。これは、この施設を思ってくださるが故のご意見ではありますが、大駐車場は、 あくまでも韮山時代劇場との共用駐車場です。韮山時代劇場の利用者からすれば、展示 施設が大駐車場北側に設置されることにより時代劇場の駐車場が南側によるため、利便 性が悪くなることが予想されます。また、北側に設置した場合、民間の駐車場があります ので道路沿いに施設の入り口を持ってくることはできません。大駐車場の北側に設置し たとしても、施設の入り口は東側になります。このため、南端に設置した場合と比べて も、距離が 100m変わるわけではないということになります。加えて、駐車場の構造上、 展示施設を北側に設置した場合は現在の計画案より駐車台数が 20 台程減ってしまいま す。駐車台数の確保についても、数々のご意見をいただいています。そういった3つの理 由を勘案して、市では現在も南端に設置する計画です。ただし、歩く距離があるというの は事実ですので、アプローチの整備、安全の確保はしっかりと考え、実行してまいりま す。

続きまして、資料 33 ページ平面構成をご覧ください。基本構想のときにも説明しましたが、その後、市民説明会での意見、それから専門家との協議も踏まえて大きな変更点があります。

2階のブロックプランです。従来は、1階からの吹き抜けを入り口に設置する予定でしたが、様々な意見、それから改めて検討した結果、吹き抜けを設けずにその分を展示スペースに充てる変更を現在予定しています。その結果、プロローグ展示、常設展示室、企画展示室を合わせ合計 450 平方メートルの展示スペースを確保することができました。当然、従来から広くなりましたし、現在の伊豆の国市郷土資料館の展示スペースは、100平方メートルですので、4.5倍確保できる計算です。イメージとしては、あやめ会館 3階の多目的ホールが300平方メートル程度ですので、この常設展示室の四角の部分ぐらいで、あやめ会館多目的ホール程度のスペースが確保できることになります。

続きまして、資料 38 ページの施設外観イメージ図をご覧ください。このようなものを お示しするとこれで決まったかのように捉えられがちですので、お示しすることを若干 迷った部分もありますが、視覚的にお示ししないと市民の方も意見の言いようがないと いうことで載せました。あくまでもイメージで、壁の色など何一つ決まったものはあり ません。ただし、市では明確に方針として決めているのは、施設外観の意匠や過美な装飾 などに余計なお金をかけずシンプルにする。その分を展示などに費やすことを、明確に 定めております。

続きまして、資料 42 ページの 2 階の展示スペースのイメージ案をご覧ください。右側に描かれているのが映像部です。これは展示の導入として、今の案では伊豆の国市の歴史文化の全体像を 10 分程度にまとめたダイジェスト映像をみていただき、まず導入として理解していただく狙いでございます。左側には年表があります。よその博物館や資料館にもほぼ年表がありますが、伊豆の国市の年表はかなり膨大になることが予想されますので、年表を順に掲載、掲示して読んでいただくのか、それともデジタルなどを活用していくのかということは今後検討していきます。

続きまして、資料 45 ページ常設展示のイメージ案をご覧ください。いわゆる、通史のようなかたちで伊豆の国市の歴史文化を紹介するスペースになります。正面の奥に、透明な展示ケースがありますが、これは現在皆様に公開できていない山木遺跡出土品の展示イメージです。ネズミ返しと呼ばれる有名なものを柱と組み合わせた形で、一体的に展示をして理解を深めていただくものです。その手前には、実際に手に触れて学ぶスペースをイメージしてあります。これは、実際の土器を触っていただいたり、衛生面の問題などクリアすべき点はありますが、磁石で土器を作って復元する体験などをしてもらう

イメージです。そして左側に子ども達が4人ほどいますが、これは学習している様子で ノートを取ったり、タブレット端末で学習していくイメージをここに描いております。

最後になります。資料 46 ページです。 3 階の大展望室でのイメージをご覧ください。 こちらはドローンで撮影した画像をもとに描いておりますので、ほぼこのような景色を 360 度パノラマで望むことができるというものです。 2 階の展示で得た知識を、このよう に現地を見ながら実感を持って感じていただく狙いです。床には以前説明した航空写真 を映し出します。市内の史跡場所がわかるようにするのは当然ですが、今我々が思い描 いているのは、少なくとも市内の 6 小学校はここに入ってくることができればなと。縮 尺の都合でどうなるかわかりませんが、気持ちとしては、そういうものを持ち合わせて 今後、詳細な検討をしてまいりたいと考えております。説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。 よろしいでしょうか。

■菊池教育長

続きまして、日程第2 報告第2号「令和5年伊豆の国市議会12月定例会提出議案の 議決について」の説明をお願いします。

■植松学校教育課長

学校教育課植松です。令和5年伊豆の国市議会 12 月定例会に提出いたしました議 案について、評決結果を報告させていただきます。

この議案に関しましては、令和5年10月25日開催の当定例会において、ご意見を 伺わせていただいた3件の議案となります。

1件目「令和5年度伊豆の国市一般会計補正予算(第4号)」であります。内容といたしましては、令和6年度の事業執行に係る債務負担予算の計上、人事院勧告に伴う教育部各課の人件費補正が主なものとなります。このことについて、議決をいただいております。

次に、2件目「伊豆の国市立認定こども園条例の制定について」。併せて、3件目「伊豆の国市立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例の制定について」は、認定こども園を新たに設置することによる条例の制定及び改正となりまして、この2件につきましても、原案通り可決いただいております。

以上、3件の上程議案について12月定例会において、いずれも原案通り可決されましたので報告いたします。説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。 よろしいでしょうか。

■菊池教育長

続きまして、日程第3 報告第3号「保育対策等促進事業費補助金交付要綱の一部改正について」の説明をお願いします。

■平井幼児教育課長

幼児教育課平井です。報告第3号「保育対策等促進事業費補助金交付要綱の一部改正について」説明いたします。

資料1ページをご覧ください。この要綱は、子育て支援及び適切な保育の確保を目的に、保育対策等促進事業を実施する、市内に住所を有する児童が入所する民間園に対し、補助金の交付に関して定めたものでございます。

改正の概要です。1「国や県の補助金要綱に合わせた変更」です。まず、事業名の変更ですが、「乳児保育事業」を「年度途中入所サポート事業」に変更し、「幼児保育事業」を「乳幼児保育事業」に変更します。続いて、補助額の明確化ですが、国県の補助要綱に合わせ、補助額を「補助基準額と当該経費から当該事業における収入額を控除した額と比較して少ない方の額」といたしました。

続きまして、2「障害児保育事業の見直し」です。対象者の拡大についてです。対象となる児童の確認資料を、診断書や手帳等だけでなく、病院の意見書など障害の事実が把握可能な資料を加え、対象者の範囲を拡大いたしました。併せて、関連する様式をまとめ記入しやすくし、確認書類欄を追加いたしました。理由といたしましては、近年、発達障害と疑われる児童の増加に伴う保育現場の負担も増加していることから、手帳の取得まで至らないグレーゾーンの児童を対象に含めることで、現場の負担軽減を図るためです。続きまして、補助額の変更についてです。まず、診断書や手帳の交付を受けている障害児の補助額を、1人当たり31万9千円から22万3千8百円に引き下げました。理由としましては、障害児のために配置した保育士等の経費と補助額を比較して少ない方の額を補助しておりましたが、申請のある実際の経費の方が少なく、実績をもとに見直しを行いました。基準額の算定については、市の会計年度任用職員がフルタイムで業務した額を基準としております。次に、先程の対象者の拡大に伴い、意見書等の資料による障害児については、7万4140円の補助額を新設いたしました。

続きまして、3「延長保育促進事業の見直し」です。延長保育は今まで、利用した

年間平均対象児童数が5人以下又は5人を超えた場合の2区分でしたが、区分を増や し、平均対象児童数に応じて段階的に補助額を増額する見直しを行いました。

次に、4「公定価格の変更」です。障害児保育事業の経費から控除する公定価格の額を、令和5年度の額に変更いたしました。

次に、5「様式の変更」です。まず、所要額内訳書と事業計画書を統一し、事業計画書に変更して記載しやすくしました。次に、補助基準額の算定根拠等を様式に記載し、明確化いたしました。改正の概要については以上です。詳細につきましては、次のページ以降に新旧対照表がございますので、ご確認ください。説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。 よろしいでしょうか。

■菊池教育長

続きまして、日程第4 報告第4号「伊豆の国市幼保おたすけ人材バンク登録要綱の一部改正について」の説明をお願いします。

■平井幼児教育課長

幼児教育課平井です。報告第4号「伊豆の国市幼保おたすけ人材バンク登録要綱の 一部改正について」説明いたします。

資料1ページをご覧ください。伊豆の国幼保おたすけ人材バンク登録者の身分と取り扱い要綱の一部を次のように改正いたします。

要綱第1条中「及び幼稚園」を「、幼稚園又は認定こども園」に、「及び栄養士」を「又は栄養士」に改めます。また、様式第1号中及び第2号中の所有資格のチェック欄のうち、幼稚園教諭の有効期限の箇所を削除し、栄養士を追加する。様式第3号も同様に、解除する資格欄に栄養士を追加いたします。

附則として、この告示は公示の日から施行します。ただし、第1条の改正規定は令和6年4月1日から施行とします。次のページに新旧対照表がございますのでご確認ください。

今回の改正につきましては、にじいろこども園の設置に伴い勤務先の施設に認定こども園を加えます。また、幼稚園教諭については、教育公務員特例法及び教職員免許法の一部を改正する法律の施行により免許更新制度が廃止されたため、様式の資格欄の有効期限を削除し、併せて栄養士を資格欄に追加いたしました。説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

■前田委員

文中の「又は栄養士」と「及び栄養士」については、どのような違いがあるのでしょうか。

■平井幼児教育課長

選択肢において、どれかを選択する場合に「又は」と記述しております。「及び」については、「何々と何々」のように、論理積(AND)と、論理和(OR)の違いになります。今回は、「幼稚園教諭」か「栄養士」のように、どれかをチェック欄で選択するかたちになるため、「又は」という表記に改めます。

■菊池教育長

続きまして、日程第5 議案第1号「韮山反射炉等の管理及び観覧料に関する条例施 行規則の一部を改正する規則の制定について」の説明をお願いします。

■工藤文化財課長

文化財課工藤です。議案第1号「韮山反射炉等の管理及び観覧料に関する条例施行 規則の一部を改正する規則の制定について」説明します。

1 ページをご覧ください。韮山反射等の管理及び観覧料に関する条例施行規則について、第3条を次のように改めます。

第3条 反射炉等を観覧できない日は、次に掲げる日とする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更し、又はこの日以外の日を臨時に観覧できない日とすることができる。

第1号 毎月第3水曜日(この日が国民の祝日に関する法律に規定する休日である場合は、その翌日以降の最初の休日でない日)

第2号 1月1日

第3号 12月31日

附則として、この規則は令和6年4月1日から施行になります。また、新旧対照表が3ページに載っておりますので、ご覧ください。今回、この規則を改正するに至った理由は、これまでの規則では年末年始に休みなく開館をしていました。その間は、会計年度任用職員や文化財課職員が交代で勤務をしていました。世界遺産登録直後は多くのお客様が来訪されたこともあり、そのような対応をしておりましたが、近年は、そこまでの観覧者数ではないこともあり、職員の負担軽減という意味合いからも、年末年始の1日ずつ、12月31日と1月1日を休みにする対応に至ったものです。来年度の観覧できない日については、4ページに掲載してございます。説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。 よろしいでしょうか。

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。議案第1号「韮山反射炉等の管理及び観覧料に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

議案第1号「韮山反射炉等の管理及び観覧料に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は承認されました。

続きまして、日程第6 議案第2号「伊豆の国市幼保指導主事任用規則の廃止について」の説明をお願いします。

■平井幼児教育課長

幼児教育課平井です。議案第2号「伊豆の国市幼保指導主事任用規則の廃止について」説明します。

資料1ページをご覧ください。伊豆の国市幼保指導主事任用規則を廃止する規則を、 次のように制定いたします。

伊豆の国市幼保指導主事任用規則を廃止する。附則として、この規則は公布日から 施行いたします。

規則の廃止理由です。保育士等への指導助言や就学支援などを業務とする幼保指導主事は非常勤の特別職であったため、任用について規則により必要な事項を定めていました。しかし、令和2年4月1日の制度改正により会計年度任用職員に身分が切り替わり、伊豆の国市会計年度任用職員任用等取扱要綱での運用になり、本規則は不要となったことから廃止いたします。説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。 よろしいでしょうか。

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。議案第2号「伊豆の国市幼保指導主事任 用規則の廃止について」は承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

議案第2号「伊豆の国市幼保指導主事任用規則の廃止について」は、承認されました。

続きまして、日程第7 議案第3号「令和6年伊豆の国市議会3月定例会の提出議案の意見聴取について」の説明をお願いします。

■植松学校教育課長

学校教育課植松です。議案第3号「令和6年伊豆の国市議会3月定例会の提出議案の意見聴取について」説明します。内容は「伊豆の国市放課後児童クラブ条例の制定について」「権利の放棄について」。次に「3月市議会に上程する補正予算について」、次に「令和6年度当初予算について」の順になります。

■植松学校教育課長

最初に「伊豆の国市放課後児童クラブ条例の制定について」説明いたします。

資料2、3ページをご覧ください。令和7年4月から、現在、市で運営している放課後児童教室の運営管理について、民間への移行を考えています。資料に、「児童福祉法第34条の8の2の規定による放課後児童健全育成事業について定める。」としていますが、事業内容、休所日、対象児童、入所の承認、使用料等これらについて定め直します。内容としては、現在運用しているものと変更はない予定でいます。具体的には、入所に掛かる1ヶ月の使用料を5千円としておりますが、このような細かな箇所まで、今のところ変更はしないと考えています。

次ですが、地方自治法第244条の2の第3項及び第4項の規定に基づき、施設を管理するために指定管理者を募集したいと考えています。管理内容、管理方法、事業者を指定する方法基準等これらについて、現状の条例、条例下位にある運用上の規則等に記載がないため、条例を全て改め、これらを記載し承認いただくものです。民間移行のための指定管理項目を追加するということを予定しています。説明は以上です。

■平井幼児教育課長

幼児教育課長平井です。「伊豆の国市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

こちら改正の要旨ですが、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令及び特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子供子育て支援施設等の運営に関

する基準の一部を改正する内閣府令が施行されました。そのため、伊豆の国市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正いたします。

改正の内容ですが、条例第23条では、重要事項説明の掲示等について定めております。今までの書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧にしなければならないことが追加されました。同じく、条例第53条の電磁的記録等について、技術の中立性を明らかにするため、磁気ディスクなど特定の記憶装置名を指さないよう「電磁的記録媒体」という文言に改められました。

条例第 35 条に特別利用保育、第 36 条特別事業教育というものを定めております。 こちらの規定につきましては、法律の読みかえ規定の改正による文言の整理、修正等 であり制度変更を伴わないものでございます。また、こちらに該当する施設は、市内 にはありません。

参考でございますけども、特別利用保育とは、幼稚園がないため教育認定の子どもが保育園を利用することにより提供される保育を言います。特別利用教育とは、保育園がないため保育認定の子どもが幼稚園を利用することにより提供される教育を言います。幼稚園しかない、若しくは保育園しかないという市町も全国的にはあります。そのようなところで定員の空きがある場合、例えば、幼稚園の場合、定員の空きを利用し保育授業をする。また、その逆も可能ということを定めた法律です。市内には幼稚園・保育園ともにありますので、こういった施設は現在ございませんが、上位の法律が変わりましたので、今回それに合わせ改正するものです。

施行期日ですが、公布の日とします。ただし、第23条の改正は、令和6年4月1日から施行します。次のページには、根拠法令を示させていただいております。説明は以上です。

■菊池教育長

続きまして学校教育課長お願いいたします。

■植松学校教育課長

学校教育課植松です。「権利の放棄について」説明させていただきます。

資料6ページをご覧ください。学校給食費の要旨です。平成15年次から学校が徴収していた学校給食費です。令和2年度以降は市による徴収に変わりましたが、かねてより徴収不能になっていた学校給食費について、全て整理が整い、徴収不能、そして時効の成立が確定したものについて権利を放棄し、以降徴収を行わないとすることを記載させていただきました。

放棄する権利、学校給食費債権についてです。債務者が18名、放棄する債権額が計67万745円になります。放棄する理由については、債務者が所在不明、又は死亡、相続人不明、生活保護等です。これらにより無資力が確定し、返せないという手続きが済んだものを、内訳として、一覧表記しております。合計18名、67万745円について、市としての債権を放棄するという議決事項となっていますので、議案として上程させていただくものとなります。説明は以上です。

■菊池教育長

条例改正、債権放棄について、説明が終わりましたが、ここまでの説明で何かご質問はございますか。

■前田委員

理由の、給食停止錯誤とはどのような内容でしょうか。

■植松学校教育課長

具体例ですと、不登校児童がいる家庭において、子どもが学校に通えないため給食停止を申し出た。しかし、かなり昔の件で、学校が申請を受けて給食を停止し、学校は給食費を徴収しないという記録が残っておらず、双方の話しが食い違う。そして、民法上の時効も過ぎたため、払えない、払わないという申し出が正式になされたものになります。このような件について、欠損処理を行うものです。

■前田委員

その方は、実際に学校に登校していないのでしょうか。

■植松学校教育課長

不登校であったことは事実です。しかし、給食停止と支払いの記録については残っていません。ただ、ご家庭に問い合わせができましたので、やり取りをした結果、欠損処理に及んだものです。

■菊池教育長

よろしいでしょうか。

それでは引き続き、補正及び当初予算案について説明をお願いします。

■植松学校教育課長

令和5年度伊豆の国市一般会計補正予算第7号から説明させていただきます。 資料10ページをご覧ください。

債務負担行為補正になります。債務負担行為は、あらかじめ翌年度の債務を約束することを予算で決めておくことになります。例として、4月1日から円滑に事業をスタートする又は継続することが望ましい事業について、前年度中に予算を確定させて

おくものです。それらが表中の、こども園給食調理業務委託料。保育園、こども園、 幼稚園の清掃業務委託料になります。

続いて、地方債補正です。これは大規模、また長期事業執行の際に、市全体の財政 負担バランスを取るため、借り入れを行い執行するものです。

表中の、韮山小学校の屋内運動場長寿命化改良事業債、長岡中学校の大規模改修事業債、学校給食施設の改修事業債になります。

続いて補正予算になります。資料 11 ページをお開きください。歳入、歳出の補正と もに今回年度末ということもあり、時間外手当の人件費補正、また事業執行完了に伴 う不用額の減額補正が大部分を占めています。

初めに歳入についてです。先程申した事業執行に伴い、完了等が見られることから、 不用額として減額補正をするものです。三角は、事業が終わっているため、全て不用 額として減額する金額です。

18 款 寄附金、1 項 寄付金をご覧ください。説明欄に、教育総務費寄附金 50 万円。 教育振興寄付金 50 万円がございます。こちらは市内事業者から、教育振興のために 50 万円の寄付を頂戴しており、歳入項目で受けているものです。

続いて歳出になります。3款 民生費になります。学童保育費、こちらは181万8千円過年度精算の補正となっています。続いて、民生費ですが、ここは全て人件費の補正となっています。

続いて13ページをご覧ください。10款 教育費、1項 教育総務費の説明欄をご覧ください。先ほど歳入で説明した寄付金になります。24節 03細節教育振興基金積立金として50万円支出用に向けて補正します。次に、学校教育課職員人件費事業として、時間外手当40万円計上しています。続いて小学校費についても、事業完了に伴う不用額。続いて中学校費、幼稚園費、中学校費についても不用額、また財源振替となっております。幼稚園費について、幼稚園職員時間外手当を80万円補正しております。

続いて 15 ページをご覧ください。こちらは学校給食施設職員人件費として 50 万円 の補正を組ませていただいております。

そして 16 ページ、ここからは生涯学習課になります。 6 項 社会教育費に職員手当等として 180 万円の人件費補正を組ませていただいております。以降につきましては、事業完了に伴う不用額の減額になります。

続いて17ページをご覧ください。こちらは図書館になります。図書館も時間外手当として30万円組ませていただいております。今年度の補正額については、以上になります。

■植松学校教育課長

続きまして、令和6年度の一般会計予算に移ります。

資料 18 ページをご覧ください。教育部局の、主要事業によってご承認を頂戴したい として説明するものになります。

■植松学校教育課長

初めに、学校教育課から説明いたします。放課後児童教室の指定管理者制度による 民間委託についてです。令和7年4月の運営開始に向け、債務負担行為を6億円。5 年間分の運営経費を計上しています。そして令和6年4月に、プロポーザル契約とい うかたちで、7年4月に向けて、職員、利用者への説明を含めて事業を進めていく予 定です。

続いて、適応指導教室わかあゆ教室運営事業についてです。こちらの運営事業ですが、あやめ会館で行っているものの他に、韮山時代劇場内のサテライト教室を本格稼働したいということで、サテライト教室にインターネット回線を敷設するための予算を組ませていただいております。またこちらの予算については、職員2人分の人件費を含んだもので、488万3千円とさせていただいています。

続いて、学習・生活支援事業と特別支援学級支援員配置事業となります。まず、学習・生活支援事業ですが、現在24名の支援員を配置しており、これに2名増員させていただくものです。特別支援学級につきましては、現在11名の配置ですが、これに1名増員します。担任の補助員ですが、これを都合3人増員というかたちで、拡充を図らせていただきたいと考えております。

続いて、安全安心連絡網管理事業です。各学校で台風などの天候等の時に、「午前中で授業を終わります。」という連絡を保護者へ一斉に送るというもので、通称"マメール"と呼ばれているものです。1世帯に対して登録者数1人のところを、お父さん、お母さん又はおじいちゃんとするというかたちで、2人まで登録をしたいという要望が多く、その分の予算増額です。世帯ごとにアカウントを二つ登録するため、予算増加となってございます。

続いて、学校維持管理事業です。これは、複写機借上料ですが、令和6年中に、現在各学校で使用している印刷機の契約が終了になります。このことから、残りの7年2月、3月分について学校需要を伺ったところ、なるべくカラー印刷ができる機器が望ましいとの要望がなされ、子供たちの教育のために必要だということで、サブスクリプション契約の印刷機を導入することといたしました。こちらについては、基本的には使い放題になっており上限はあるのですが、上限にはおそらく届かないだろうと

いうことで、それらの契約を今後新たに行っていくために、残り2ヶ月分として92万7千円計上をしております。

続いて、学校給食賄材料費です。1186万1千円計上します。こちらは本年度と同様に物価高騰分として材料の値上げ分6%を見込みまして、これらを市で負担しようということでこちらの額となっています。また、学校給食大仁給食センターを廃止して、長岡給食センターと韮山南給食センターを6年度中に改修を行うことから、各学校給食センターで給食を運ぶ新しいアルミ缶や、長岡給食センターで使う大仁地区学校の食器類を計上しています。

また、こちらに記載がありませんが、教職員の働き方改革ということで、AIによるテストの採点ソフトを中学校に導入したいと考えます。以上になります。

■室野教育施設整備課長

教育施設整備課室野です。資料の7番から12番までを説明させていただきます。工事の関係になります。

7番、長岡保育園解体事業です。にじいろこども園開園に伴い、長岡保育園を使用 しなくなることから、解体する工事になります。

8番、長岡北小学校下水道接続工事です。下水道事業で敷地内に公設枡が完備されましたので、長岡北小の学校敷地内の汚水雑排水管を下水道に接続する事業になります。

9番、大仁小学校屋内運動場大規模改修事業です。大仁小学校屋内運動場大規模改 修事業となります。

9番を含めて、10番、11番までの3つの事業ですが、これらは学校施設長寿命化計画に基づき計画的に進めております。屋根ですとか、外壁の改修工事になります。

12番、伊豆長岡学校給食センター改修工事です。大仁給食センターの統合廃止に向けて、伊豆長岡学校給食センターの供給能力をアップさせるための改修工事を行います。

ここには記載がないのですが、教育施設整備課では、各学校の現場から改修等の要望を多数受けております。例年どおり予算計上をしておりますので、緊急度の高いものを優先して速やかな対応を行っていきたいと考えています。以上になります。

■平井幼児教育課長

幼児教育課平井です。資料の、13番から28番までを説明させていただきます。

13番、保育対策等促進事業費補助金、一時預かり事業です。これは保育園等に通園していない乳幼児の一時預かりを行う事業所に対する運営の補助となります。来年度

に向けて1事業所から、一時預かりの事業を始めたいという申し出がありましたので、 こちらの補助を新規に予算計上させていただきました。

続いて、保育対策等促進事業費補助金です。私立園タブレット端末リース料補助になります。私立保育園・こども園に対し、業務効率化に必要となるタブレット端末導入の補助を行います。補助に関しては、令和7年度までとなっています。

続いて、給食費物価高騰分支援補助金です。私立保育園等の賄材料費に対し、物価 高騰対策分として令和5年度と同等のものを市費により補助し、給食費保護者負担の 増加を抑制いたします。

次に、保育士等配置事業です。公立保育園・こども園に、保育に係る周辺業務を行う保育支援者を各園2名程度配置します。周辺業務というのは、例えば、給食の配膳、 教材の準備、片付け、見守り等の補助を考えております。こちらは、会計年度任用職員を任用したいと考えています。

続きまして、保育園運営費総務事業、業務効率化支援システム使用料です。こちらは拡充です。保育士負担軽減のための業務支援システムに「保育ドキュメンテーション」機能を追加し、お便り作成等の効率化を図ります。これは、現在各園にシステムとしてございますコドモンのお便りに、写真等を追加したようなものです。予算額が増加したということでございます。

続きまして、幼稚園・保育所等遠距離通園費補助金です。市内の幼稚園・保育所等に通園する3歳から5歳児のうち、住居から最寄りの園までの距離が3kmを超える場合の補助を、実施いたします。こちらは、旧東幼稚園からのぞみ幼稚園に通う補助が、令和5年度をもって廃止になります。その後に向けて検討を始め、結果として、そこだけではなく市内の幼稚園・保育所等に通園する3歳児から5歳児を対象に通園の補助を今後していくことを取り決めましたので、その予算を計上いたします。

続きまして、英語で遊ぼう事業です。こちらは、私立保育園等に対する、5歳児英語教育事業費の補助となります。既に今年度、市内私立園全園で開始されている英語教育に対する補助を、来年度も継続して行います。

続きまして、にじいろこども園維持管理事業及び運営事業です。長岡保育園と長岡 幼稚園が統合し、にじいろこども園が令和6年4月に開園することに伴い、新たに、 にじいろこども園の維持管理・運営事業費として計上いたします。

続きまして保育園・こども園維持管理事業、トイレ清掃業務です。保育士の負担軽減のため、各園の日常トイレ清掃業務を民間に委託します。今までは、各園のトイレ清掃を毎日、保育士がローテーションで行っています。その分、保育に掛かる時間が

削られている実態を打破するために、民間委託することによって、常に子供たちに目が行く人数で保育を手厚くしていくことを考え、日常トイレ清掃業務を新たに予算として計上いたします。

続きまして、保育園・こども園給食賄材料費物価高騰対策分です。こちらは学校教育課で挙げた物価高騰対策分と同様に、各保育園・こども園の給食賄材料費の物価高騰対策分を市費に計上し、保護者の負担増加を抑制いたします。

続きまして、にじいろこども園給食調理業務です。新たにできる、にじいろこども 園の給食調理業務を外部委託をします。にじいろこども園給食調理業務につきまして は、人数も増えるということ。また近年、調理員の確保が非常に難しくなっておりま すので、委託することによって、安定的かつ衛生的な給食を子供たちに提供できると 考え、今回、にじいろこども園については外部委託に変更するための予算計上をさせ ていただきます。

続きまして、富士美幼稚園下水道接続工事です。富士美幼稚園地区につきましては、下水道の布設が完了いたしましたので、それに伴い下水道接続工事を実施いたします。 続きまして、富士美幼稚園屋根防水改修工事です。近年、富士美幼稚園では雨漏りが何回かございます。その都度、改修はしておるのですが、来年、一部屋根防水について雨漏り対策工事を行うことによって、雨漏りをある程度抑えられると考えておりますので、一部にはなりますが実施します。

続きまして、幼稚園教諭等配置事業です。保育士等配置事業のところで申しましたが、公立幼稚園に、保育に係る周辺業務を行う保育支援者を、各1名配置いたします。

続きまして、幼稚園運営総務事業業務効率化支援システム使用料です。こちらも保育園で説明いたしました、業務支援システムのコドモンに、保育ドキュメンテーション機能を追加し、お便り作成等を効率化するものです。

続きまして、幼稚園維持管理事業トイレ清掃業務です。こちらも、日常トイレ清掃 の業務を民間委託いたします。説明は以上です。

■山本生涯学習課長(当初予算案件)

生涯学習課山本です。資料の、29番から31番までを説明させていただきます。 29番は拡充事業です。スポーツ教室実施事業スポーツ体験講座委託、備品を購入する事業になります。こちらは、ライフスポーツ財団の子ども活動支援金の活用により、スポーツ教室の拡充を行うものです。スポーツ教室につきましては、「スポラブ」という発達に障害のある子や、運動の苦手な子、親子で一緒にスポーツを親しむために体の動かし方を学んでいただくことになります。講師が作業療法士で、学校など大 勢で指導するのが難しいお子さんに来ていただいて、ボールの投げ方とか、体の動かし方、走り方、飛び方とかを学んでいただく講座を主にやっております。こちらのライフスポーツ財団の専任理事の方から、子ども向けにこのような補助金があるということを教えていただき、資料等を取り寄せました。この補助金の良いところは期限の縛りがないということで、1年で終わりとか、3年で終わりではないので、これを活用していこうかと生涯学習課で考えております。また、「スポラブ」以外にも例えば「あいキッズ」のような子どもを対象にしたスポーツ事業でしたら何でも対象になると。備品購入にしても特に縛りはないとのことですので、うまく活用していきたいと考えています。よって、令和5年度の27万3千円から、107万2千円ということで増額しています

次の長岡温水プール照明LED工事については、経費削減や地球温暖化防止の観点から地方債を活用し、LED化工事を行うものでございます。続いて、中央図書館照明LED化工事です。長岡温水プールと同じ内容でございますが、中央図書館につきましては、令和3年度に一旦工事を行いましたが、1階フロア部分に未完の部分があるということ、そして2階の部分がまだ手付かずのため、今回その部分も含めLED化を行う事業になります。説明は以上でございます。

■工藤文化財課長

文化財課工藤です。32番以降について説明いたします。

韮山城跡遊歩道補修工事についてです。これは、韮山城を見学する人が本城部分へ行くときに、本丸まで登る間に階段等がありますが、階段の段差がまちまちであり、本丸の部分の手すりが経年劣化で傷んでいるため危険性もあることから、来訪者の利便性の向上のために階段などの補修工事を行うものです。これについては令和5年度に、民間の会社から韮山城跡の整備に特化した寄付金をいただいており、そちらを活用して行うとするものです。

次に、韮山反射炉ガイダンス施設等維持管理事業になります。こちらは印刷製本費です。毎年、来場される方にパンフレットをお渡ししております。その中で小学生向けのパンフレットを現在もお配りしているところですが、それをさらに分かりやすいものを作成して学習の効果を上げていきたいと考え、子ども向けのパンフレットをリニューアルすることも含めての増額というかたちで計上しているものです。

次の、韮山反射炉ガイダンス施設維持管理事業の英語字幕挿入業務です。ガイダンス施設のメインシアターで、1時間に6回繰り返し放映している解説動画があります。 現在、日本語のナレーションがついていますが、多言語化対応がこれまでできていま せんでした。インバウンド、英語圏の方が来られたときに対応することがなかなか難 しいということもあり、世界遺産でございますので、世界への情報発信という意味を 込め、メインシアターの映像に英語字幕を挿入する業務を行おうとするものです。

同じく、韮山反射炉ガイダンス施設維持管理事業の映像システム更新になります。 今申し上げたメインシアターのプロジェクターが、開館以来8年程経過し耐用年数を 過ぎて輝度が下がってきております。ここでプロジェクター自体を交換して、クリア な状態で来館者に動画を見ていただくことを目指しており、この計画となっておりま す。

その次が、企画財政部に分類をされておりますが、新しい文化財展示施設整備事業について、教育費として予算計上するものであります。しかし事業を実施するにあたっては、企画課で補助執行することを想定しておりますので、このような記載の仕方になっております。令和6年度から7年度にかけて、設計・建設費等を継続費で設定し、そのうち令和6年度分については、5億円余りということで載せているところでございます。これについては、合併特例債を活用する方針です。以上です。

■菊池教育長

説明が終わりましたが「令和6年伊豆の国市議会3月定例会の提出議案の意見聴取 について」ご質問等がありますか。

■清水委員

韮山反射炉ガイダンスセンターの英語字幕挿入ですが、日本語も入っていますでしょうか。

■工藤文化財課長

音声のみで、日本語の字幕は入っていません。

■清水委員

両方入れることはできるでしょうか。

■工藤文化財課長

両方入れると表示域が広くなり、映像が見られなくなってしまうので、両方は少し難しいかと思います。英語字幕に関しては、字幕以外の方法はないかと考えまして、機器を貸し出して音声ガイドを流す、あるいはスマートフォンのアプリをダウンロードしてもらい、英語や多言語で聞けるという対応も可能ではあります。しかし、それは予算額がとても掛かるため、まず英語で何かしらの対応ができないかということで、字幕に落ちつきました。

■菊池教育長

他にご質問はありませんか。市長に述べる意見はありますでしょうか。

■委員一同

(意見なし)

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。「令和6年伊豆の国市議会3月定例会の提出議案の意見聴取について」は原案どおり承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

議案第3号「令和6年伊豆の国市議会3月定例会の提出議案の意見聴取について」 は承認された旨を市長へ回答します。

続きまして、日程第8 議案第4号「伊豆の国市学校医(園医)の委嘱について」の 説明をお願いします。

■植松学校教育課長

学校教育課長植松です。 議案第4号「伊豆の国市学校医(園医)の委嘱について」 説明します。

学校保健安全法の第23条第1項では、学校には学校医を置くと規定され、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条第1項では、保育所には嘱託医を置くと規定されております。これにより、市の学校管理規則を定め、学校医、園医を委嘱するものであります。現在、委嘱しております委員の任期は、令和6年3月31日で任期満了となるため、継続又は新たに任命するものであります。

資料の3ページをお願いします。10名の医師から再任の意向を受けております。

なお、これまで11名の医師に委嘱をしておりましたが、先日、1名の方から退任の 意向があったため、欠員の調整を行っており、次回定例会に改めて、1名の委員の承 認について上程したいと存します。

委嘱の期間につきましては、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとなります。説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。 よろしいでしょうか。

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。議案第4号「伊豆の国市学校医(園医)の委嘱について」は承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

議案第4号「伊豆の国市学校医(園医)の委嘱について」は、承認されました。 続きまして、日程第9 議案第5号「伊豆の国市学校歯科医(園歯科医)の委嘱について」の説明をお願いします。

■植松学校教育課長

学校教育課植松です。議案第5号「伊豆の国市学校歯科医(園歯科医)の委嘱について」説明します。

学校保健安全法の第23条第1項では、学校には学校医を置くと規定され、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条第1項では、保育所には嘱託医を置くと規定されております。これにより、市の学校管理規則を定め、学校医、園医を委嘱するものであります。(学校管理規則第30条及び第47条)

資料の $1 \sim 3$ ページに記載の19名の歯科医師より再任の意向を受けており、4ページに一覧として表してございます。

なお、委嘱の期間につきましては、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとなります。説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。 よろしいでしょうか。

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。議案第5号「伊豆の国市学校歯科医(園歯科医)の委嘱について」は承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

議案第5号「伊豆の国市学校歯科医(園歯科医)の委嘱について」は、承認されました。

続きまして、日程第10 議案第6号「伊豆の国市学校薬剤師(園薬剤師)の委嘱につ

いて」の説明をお願いします。

■植松学校教育課長

学校教育課植松です。議案第6号「伊豆の国市学校薬剤師(園薬剤師)の委嘱について」説明します。

学校保健安全法の第23条第2項では、学校には学校薬剤師を置くと規定され、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条第1項では、保育所には嘱託医を置くと規定されております。これにより、市の学校管理規則を定め、学校薬剤師及び園薬剤師を委嘱するものであります。(学校管理規則第30条及び第47条)

現在、委嘱しております薬剤師の任期は、令和6年3月31日で任期満了となります。

資料の3ページをお願いします。ここにあります9名すべての薬剤師より再任の意 向を受けております。

委嘱の期間につきましては、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとなります。説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。 よろしいでしょうか。

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。議案第6号「伊豆の国市学校薬剤師(園 薬剤師)の委嘱について」は承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

議案第6号「伊豆の国市学校薬剤師(園薬剤師)の委嘱について」は、承認されました。

続きまして、日程第 11 議案第 7 号「教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議について」の説明をお願いします。

■植松学校教育課長

学校教育課長植松です。議案第7号「教育委員会の権限に属する事務の補助執行に 係る協議について」説明します。

こちらは地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づき、市教育委員会の権限に属す事務の一部を、市長の補助機関たる職員に補助執行させることについて、市長と協議書を

取り交わす必要があることから、ここでお諮りするものです。

なお、前回の定例教育委員会で、報告というかたちで説明した内容の重複になります。

資料1ページ目をご覧ください。

市長と協議をする、お諮りをするというかたちの協議書の案を示したもので、主要 な部分のみ説明をします。

番号の1、補助執行させる事務の名称及び乙の職員とあります。次表左欄の事務を、 市長の補助機関たる職員に、補助執行させるものになります。冒頭に、企画課長から 説明があった歴史文化拠点施設の整備に関することを、まちづくり政策監、企画財政 部長及び企画課に属する職員に、補助執行をこちらからさせていただくという協議書 の内容となります。

次の2ページをご覧ください。

前回と同様となってまいりますが、令和6、7年度に計画している、歴史文化拠点施設整備に関する事務について、時間が限られています。また、市長の特命事項であるということから、企画財政部で所管することになります。補助執行とする理由は、重ねてになりますが、施設の整備にあたり教育委員会各課をはじめ、市長部局の企画課や観光課等、複数の部署に渡る全庁的な対応が必要であること。学習教育の他、観光や地域振興等への活用や連携により、文化施策のさらなる推進を図るため、一体的に執行することが効率的かつ効果的であること。また、観光文化部が所管する韮山時代劇場との体験等を含めて、施設を活用しながら一体的な運用として計画がなされていること。市長特命事項であり、合併特例債の活用期限が令和7年度中ということで、活用期限内に当事業を完了させる必要がございますので、時間的制約があるとし、補助執行を市長部局の所管課にさせるとするものの協議書を今回ご承認頂戴したく、上程したものです。説明は以上となります。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。 よろしいでしょうか。

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。議案第7号「教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議について」は承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

議案第7号「教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議について」は、 承認されました。

これで、本日予定されました付議事項につきましては、すべて終了しました。ここで、1月定例会を閉会といたします。

令和6年2月 日

署名委員

署名委員

 \Box